

○東みよし町繋がり実装化事業補助金交付要綱

令和6年3月19日

告示第49号

(趣旨)

第1条 この告示は、高齢者と離れて暮らす家族による見守りの強化や相互のコミュニケーションの向上を図り、もって高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる環境を確保するため、見守りICT機器を購入する者に対し、予算の範囲内において購入に要する費用の一部について補助金を交付することについて東みよし町補助金交付規則(平成18年東みよし町規則第27号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「見守りICT機器」とは、情報通信技術を活用した見守りやコミュニケーション等を行うことができる据置型の機器であって、次の各号のいずれにも該当する補助対象機器であり、町長が指定したものとする。

- (1) 写真、動画等の情報を受信できる機能を有するもの
- (2) 補助対象世帯の室内環境が確認できる見守り機能を有するもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、町長が特に必要と認める者については、この限りでない。

- (1) 見守りICT機器を設置する住宅に居住している世帯員若しくはその2親等以内の親族
- (2) 暴力団等(東みよし町暴力団排除条例(平成24年東みよし町条例第1号)第2条第1号及び第2号に規定する暴力団及び暴力団員をいう。)に該当しないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、本町に居住し、かつ、本町の住民基本台帳に記録されている満65歳以上の高齢者のみの世帯に設置する見守りICT機器に係る購入費(設置に係る費用を除く。)とする。

2 補助の対象となる見守りICT機器は、1世帯につき1台に限るものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、1万6,500円を限度とする。ただし、令和5年度Society5.0事業において見守りICT機器を設置し、引き続き使用したい旨の申出があったものについては、令和6年3月31日までに補助金の額の確定を受けた場合に限り、補助金の額は補助対象経費とし、3万3,000円を限度とする。

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、東みよし町繋がり実装化事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 見守りICT機器の購入に要した費用に係る領収書(購入日、購入金額及び品名が確認できるもの)の写し
- (2) 見守りICT機器の設置状況が分かる写真
- (3) 補助金の振込先口座に係る通帳の写し
- (4) 補助金による購入機器の取り扱いに関する誓約書
- (5) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(交付決定及び交付)

第7条 町長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて調査を行い、交付の可否を決定し、東みよし町繋がり実装化事業補助金交付決定通知書(様式第2号)又は東みよし町繋がり実装化事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知し、交付決定した額を交付するものとする。

- 2 町長は、補助金の交付決定において、補助金交付の目的を達成するため必要と認めるときは、条件を付することができる。
(補助金の交付決定の取消し)

第8条 町長は、補助金の交付決定を受けた申請者(以下「補助決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、東みよし町繋がり実装化事業補助金交付決定取消通知書(様式第4号)により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定の内容又は町長が付した条件に違反した場合
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- (3) この告示に違反した場合
- (4) その他町長が特に必要と認める場合
(補助金の返還等)

第9条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 町長は、補助金の返還を命ずるときは、補助決定者に対し、東みよし町繋がり実装化事業補助金返還命令書(様式第5号)により返還を命ずるものとする。
(調査への協力)

第10条 補助決定者は、町長又は町長から委託を受けた者が見守りICT機器の使用状況等について調査を行う場合はこれに協力しなければならない。

(使用等の制限)

第11条 補助決定者は、補助金交付の目的に反して見守りICT機器を使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、及び担保に供してはならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行し、施行の日以後に購入した見守りICT機器について適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年12月31日限り、その効力を失う。ただし、第9条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。